

オンライン資格確認導入について

日本歯科医師会常務理事 宇佐美 伸治

来年（令和3年）3月より
医療機関の窓口において
オンライン資格確認が
スタートします。

本年6月頃より導入医療機関の
手挙げが始まります。

オンライン資格確認を導入する医療機関等には、国から補助金※が交付されます。

- 顔認証付きカードリーダー：1台無償
- 導入費用の3/4（32.1万円まで）が補助されます。診療所の負担は1/4です。

※補助金は導入後に申請する予定
 ※詳細は今年度中に交付要綱で示される予定

4. 利用開始に向けたスケジュール

オンライン資格確認や特定健診情報の閲覧は令和3年3月から、薬剤情報の閲覧は令和3年10月から開始されます。

オンライン資格確認を円滑に導入するため、医療機関・薬局での初期導入経費（システム改修等）については、医療情報化支援基金による補助金を活用できます。

6月頃、支払基金が開設予定の医療機関・薬局向け専用ポータルサイトにて、顔認証付きカードリーダーの申込、オンライン資格確認等システムの利用申請及び医療情報化支援基金の補助申請の受付を行う事を予定しています。

具体的な補助申請手続き等については、4月以降に支払基金より全医療機関等に周知することを予定しています。

年度	令和2年度												令和3年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
スケジュール	▼顔認証付きカードリーダー申込受付開始																							
	▼オンライン資格確認申請受付開始（予定）																							
	▼補助申請受付開始（予定）												▼オンライン資格確認開始			▼特定健診情報閲覧開始			▼薬剤情報等閲覧開始					
	システムベンダによる準備作業			医療機関・薬局における導入作業									マイナンバーカードの健康保険証利用の運用											

オンライン資格確認の導入イメージ

ネット環境がない

(参考)
オンライン請求を**実施していない**
歯科医療機関 約8割

補助対象

ネット回線の導入など、
必要なネットワークの構築



ネット環境がある

(参考)
オンライン請求を**実施している**
歯科医療機関 約2割

補助対象

既存のオンライン請求用
回線の改修費用



4. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと/必要な費用の目安

(P) 費用について
要整理

オンライン資格確認のネットワークは、すでに医療機関・薬局で導入いただいているオンライン請求ネットワークの回線環境を利用します。

カードリーダー等の機器の導入や、レセコン等のシステム改修は、医療情報化支援基金による補助金を活用できます。また、資格確認端末に導入するアプリケーションソフトは、支払基金で準備し、各医療機関・薬局で無償でダウンロードできるようにします。

■ 診療所・薬局における一例

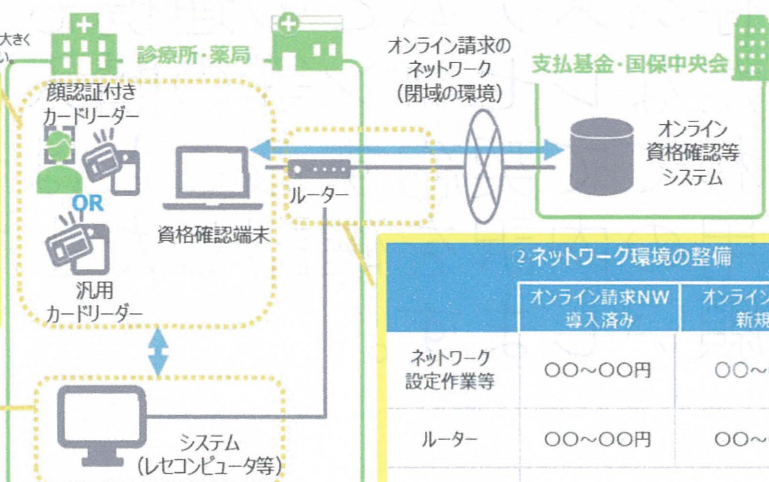
※病院の場合、システム導入状況やネットワーク環境が多様多岐であり、費用が大きく変動するため、詳細は利用しているシステム/ネットワークのベンダにご相談ください。

1 マイナンバーカードの読み取り・資格確認等のソフトウェア・機器の導入

資格確認端末	〇〇～〇〇円/台
カードリーダー	顔認証付き：〇〇～〇〇円/台 汎用：〇〇～〇〇円/台
アプリケーションソフト	支払基金より提供（無償）

3 レセコン等の既存システムの改修

システム改修・導入作業	〇〇～〇〇円
-------------	--------



2 ネットワーク環境の整備

	オンライン請求NW 導入済み	オンライン請求NW 新規導入
ネットワーク設定作業等	〇〇～〇〇円	〇〇～〇〇円
ルーター	〇〇～〇〇円	〇〇～〇〇円
電子証明書	〇〇～〇〇円	

※本費用は、厚生労働省からシステムベンダ等にヒアリングして回答を得たシステムベンダ等の平均した費用を示したものととなります。
 ※各医療機関・薬局のシステム導入状況やネットワーク環境によって費用は変動するため、詳細は利用しているシステム/ネットワークのベンダにご相談ください。
 ※「ネットワーク環境の整備」について、身近なところには回線終端装置 (ONU) が設置されており、既存のオンライン請求端末と近接した場所 (2～3m程度の範囲) にオンライン資格確認端末を設置するケースを想定したものであり、既存のLAN形態やネットワークベンダの料金体系によって費用は変動します。
 ※「レセコン等の既存システムの改修」は、診療所・薬局向けレセコンコンピュータ及び電子カルテシステム/調剤システムを対象としており、導入しているシステム構成により費用は変動するため、目安として示すものととなります。

3. 医療機関・薬局への補助

- 顔認証付きカードリーダーについては、今国会で提出予定の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が成立することにより、支払基金で一括調達し、医療機関及び薬局に配布（無償）とすることを予定しています。 ※ 現行法では下記の条件による補助とする整理
- それ以外の費用（①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセコン、電子カルテ等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助します。

（補助の対象となる事業）

- ・ オンライン資格確認の導入に必要な資格確認端末の購入・導入
 - ・ レセプトコンピューター、電子カルテ等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
 - ・ オンライン資格確認に必要なオンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強
 - ・ オンライン資格確認の導入に必要なレセプトコンピューター、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等
- ※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

	病院			大型チェーン薬局 (グループで地方議の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン 薬局以外)
	1台導入する場合 9.9万円を上限に補助	2台導入する場合 19.8万円を上限に補助	3台導入する場合 29.7万円を上限に補助	1台 9.9万円を上限に補助	1台 9.9万円を上限に補助
顔認証付き カードリーダー ※現行法の内容					
補助の内容	105万円を上限に 補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その1/2を補助	100.1万円を上限に 補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その1/2を補助	95.1万円を上限に 補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その1/2を補助	21.4万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その1/2を補助	32.1万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その3/4を補助

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。

厚生労働省保険局作成資料

オンライン資格確認の実施にあたり、医療機関のレセプトコンピューター等既存システムとの連携も可能ですが、新たなレセコン等の購入については、あわてて契約することはせず、明確な費用の内訳を確認した上でのご対応をお願いします。

令和3年3月スタート
(予定)

※本資料について、厚生労働省ホームページより
参照いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html

健康保険証の資格確認が オンラインで可能となります

～オンライン資格確認導入の手引き～

【医療機関・薬局の方々へ】

令和2年3月
厚生労働省保険局

